破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第２９号
静岡県伊東市玖須美元和田716―95、住民票上の住所静岡県賀茂郡東伊豆町大川1039番地の42
破産者　吉野　博樹
1　破産債権の届出期間　平成28年２月４日まで
2　一般調査期日　平成28年３月17日午後３時30分
平成28年１月４日　静岡地方裁判所下田支部
平成２７年（フ）第１０７３号
大阪市旭区新森３丁目13番７号
破産者　畠中　治和
1　破産債権の届出期間　平成28年２月８日まで
2　一般調査期日　平成28年３月14日午後２時30分
平成27年12月28日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２６年（フ）第８５３号
大阪府羽曳野市誉田３丁目15番20号
破産者　株式会社桃太郎（旧商号桃太郎建設株式会社）
1　破産債権の届出期間　平成28年２月12日まで
2　一般調査期日　平成28年３月17日午前11時30分
平成27年12月28日
大阪地方裁判所堺支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２７年（フ）第３９号
鹿児島県奄美市名瀬真名津町13番27号
破産者　麻岡正一郎
異議申述期間　平成28年３月４日まで
平成28年１月４日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２６０号
大津市見世２丁目２番32号
破産者　麻生　俊秋
免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
平成28年１月４日　大津地方裁判所民事部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第２０５６号
東京都千代田区神田錦町３丁目６番地
清算株式会社　クレセント船舶株式会社
代表清算人　山口　伸人
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部
平成２７年（ヒ）第２号
神戸市西区玉津町今津169番地の１
清算株式会社　ダイニチ・コンストラクション株式会社
代表清算人　上田　正彦
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所明石支部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第２００４号
東京都江東区大島２丁目７番15号
清算株式会社　株式会社志正堂
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部
平成２７年（ヒ）第２０６７号
東京都渋谷区南平台町５番６号
清算株式会社　軽井沢駅前土地株式会社
1　決定年月日　平成27年12月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部
平成２７年（ヒ）第３０３０号
大阪市西区江戸堀１丁目５番16号肥後橋ＭＩＤビル
清算株式会社　ステラグリーン株式会社
1　決定年月日　平成27年12月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第２０７０号
東京都千代田区鍛冶町２丁目７番12号
清算株式会社　株式会社ホワイト企画
代表清算人　丸山　　晃
1　決定年月日　平成27年12月28日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、清算会社が有する現預金から必要な費用を控除した残額を弁済する。
2　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

更生手続終結

平成２５年（ミ）第１号
石川県小松市里川町１番地（開始決定時の本店所在地）石川県金沢市片町１丁目１番30号
更生会社　ツインフィールズ株式会社
管財人　上田　裕康
同　　塚本　　勲
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画が遂行された。
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

平成２７年（再）第３号
神戸市兵庫区出在家町２丁目６番23号
再生債務者　有限会社徳島屋
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　神戸市中央区多聞通２丁目１番７号法友会館４階　多聞法律事務所　弁護士　中川　勘太
平成27年12月28日
神戸地方裁判所第３民事部

再生計画認可

平成２７年（再）第４９号
東京都渋谷区代官山町９番10号
再生債務者　株式会社ＲＣエイジ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成27年12月25日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２４年（再）第７８号
東京都港区高輪４丁目３番３号　ＴＡＫＡＥＩ．ＴＯＰＳ
再生債務者　鈴木　徹夫
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成27年12月28日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第５８号
愛知県清須市西枇杷島町小野田53番地１　ＨＯＰ202号室（住民票上の住所）愛知県岡崎市鴨田町字辻24番地３　メゾン・ド・アンジュ103
再生債務者　伊藤健吾こと　廖　　培宏
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年１月22日まで
4　一般異議申述期間　平成28年１月29日から平成28年２月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部
平成２７年（再イ）第６１号
愛知県安城市相生町８番14号　Ａ・ｃｉｔｙ相生503
再生債務者　吉田　賢士
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年１月22日まで
4　一般異議申述期間　平成28年１月29日から平成28年２月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部